

保護者の皆様へ

福生市子ども家庭部子ども育成課長

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等となった場合の
保育料の減免について

日頃から、福生市の保育所等の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して下さっている保護者の皆様に、重ねてお礼申し上げます。

令和4年12月27日付け厚生労働省事務連絡により、令和5年4月以降の保育料の減免措置を廃止する旨の通知が発出されたことから、市としても保育所等が臨時休園等となった場合の保育料の減免の取扱いは令和4年度までとし、令和5年4月以降は行わないこととしましたのでお知らせします。

なお、令和5年4月以降の新型コロナウイルス感染症対策は、現時点では変更ありません。

1 保育所等が臨時休園となった場合の保育料の減免について

保育料の日割減額に係る対応は、令和5年3月31日で終了し、令和5年4月1日以降は実施しません。

※保育料の還付対象期間については、各施設において副食費の減免を可能な限り対応してきましたが、令和5年4月1日以降は保育料同様減免の対応は行いません。

2 情報共有の徹底について

園児や保護者等が、新型コロナウイルス感染症に関して、次に当てはまる場合は、直ちに保育所等に連絡して情報共有を図っていただきますようお願いいたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 感染が判明した場合② 濃厚接触者に特定された場合③ PCR検査の対象者となった場合 |
|---|

3 その他

- (1) 園児の体調には十分留意し、**園児や同居家族に発熱などの風邪のような症状が出た場合は、登園しないでください。必ず医療機関を受診し、医師の判断に従ってください。**
- (2) 令和3年1月8日以降、臨時休園の場合を除き、保育料の日割減額は実施しないこととしています。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、保護者の皆様向けに、別紙のとおりその時の園児や保護者等の状況によって行っていただく対応を表にまとめました。

参考にいただき、保育所等との情報共有に努めてください。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課
保育係 042-551-1780（直通）

対象者	状況	対応	園児の登園の目安
園児	発熱や呼吸器症状（発熱等）がある	保育園へ連絡 登園を控える	呼吸器症状がぜん息等、新型コロナウイルス感染症を含む感染性のものではないとあらかじめ医師が判断している場合には、原則として発熱等がなくなって24時間以上経過
	発熱等のため、病院を受診する	保育園へ連絡 登園を控える 医師の指示に従う	PCR検査を受けない場合は、発熱等なくなって24時間以上経過
	濃厚接触者となった	保健所の指示に従う 保育園へ速やかに連絡 保育園へ登園できない	PCR検査を受けない場合 保育園へ速やかに連絡 医師及び保健所の指示に従う 陽性者との最終接触日を0日目とし、5日目までの健康観察、発熱等なければ6日目に登園可
			PCR検査を受けて陰性の場合 保育園へ速やかに連絡 医師及び保健所の指示に従う 陽性者との最終接触日を0日目とし、5日目までの健康観察、発熱等なければ6日目に登園可
	PCR検査を受ける	保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請	陰性の場合 保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請解除 発熱等なくなって24時間以上経過
	PCR検査の結果、陽性であった	保育園へ速やかに連絡 保育園へ登園できない 保健所の指示に従う	発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から登園可能
保護者及び同居家族（保護者等）	発熱や呼吸器症状（発熱等）がある	保育園へ連絡 登園を控える	呼吸器症状がぜん息等、新型コロナウイルス感染症を含む感染性のものではないとあらかじめ医師が判断している場合には、原則として保護者等の発熱等がなくなって24時間以上経過
	発熱等のため、	保育園へ連絡	PCR検査を受けない場合は、

病院を受診する	登園を控える 医師の指示に従う	保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
濃厚接触者とな った	保健所の指示に従う 保育園へ速やかに連絡 登園を控える（保護者等 が P C R 検査を受ける 場合は、登園自粛要請）	P C R 検査を受けない場合 保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
		P C R 検査を受けて陰性の場 合 保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請解除 保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
P C R 検査を受 ける	保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請	陰性の場合 保育園へ速やかに連絡 登園自粛要請解除 保護者等の発熱等なくなって 24 時間以上経過
P C R 検査の結 果、陽性であっ た	保育園へ速やかに連絡 保育園へ登園できない 保健所の指示に従う	（園児は濃厚接触者）

※上記のほか、保健所の指示があった場合には、保健所の指示に従うものとする。